

該当箇所	意見
総論	<p>デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法（以下「個情法」）や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法（以下「電通法」）において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。</p> <p>これまでの電気通信事業ガバナンス検討会等における「目的や保護法益が異なるため、二重規制ではない」との説明にかかわらず、今回の電通法改正の内容は、個情法の趣旨とほぼ同一と受け止めざるを得ないほか、両法の適用関係の整理も行われていない。</p> <p>このような状況にあって、規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、これらの対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に事業者・利用者双方に混乱をもたらし、利用者の保護という目的は達成できないこととなる。</p> <p>このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応（例：個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類）が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。</p>
P8 施行規則第 22 条の 2 の 23 第 3 号 （特定利用者情報の適	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、個人情報保護委員会では、外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を実施し</p>

<p>正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無)</p>	<p>ているが、総務省においても、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえつつ、後者に関する外国の制度について、早期に調査を行い、公表していただきたい。</p>
<p>P8          施行規則第 22 条の 2 の 23 第 3 号          (外国の名称の公表義務)</p>	<p>特定利用者情報の取扱いを A 国に本社がある外国企業に対して委託し (当該外国企業のクラウドサービスを利用)、当該外国企業が B 国のサーバで特定利用者情報を保存し、A 国・B 国・C 国の従業員が当該サーバにアクセス可能な場合において、名称の公表義務に関する適用関係は次のとおりという理解で良いか、教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」) 第 22 条の 2 の 23 第 3 号ロに基づき、B 国の名称の公表が必要</li> <li>・ 同号ハに基づき、A 国の名称の公表が必要</li> <li>・ 同号ニに基づき、A 国の名称の公表が必要</li> <li>・ C 国の名称の公表義務はない</li> </ul>
<p>P8-9          施行規則第 22 条の 2 の 23 第 5 号          (事故の時期・内容の公表)</p>	<p>施行規則第 22 条の 2 の 23 第 5 号においては、情報取扱方針に「法第二十八条 (特定利用者情報の取扱状況の評価) 第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項」の記載を求めるものであるが、あくまでも公表するかどうかの方針の記載が求められているという理解で良いか、教えていただきたい。</p> <p>情報取扱方針が法律上「次に掲げる事項に関する方針」と定義されていることからすると、仮に「方針」とはいえない過去の事故の記載を求めるものであるとすれば、省令への委任範囲を超えたものであり、不適當である。</p>

	<p>また、同号の規定が事業者に対する公表の義務を定めるものであるとすれば、同様に省令への委任範囲を超えたものであり、不適當である。</p>
<p>P9          施行規則第 22 条の 2          の 24          (特定利用者情報の取          扱状況の評価)</p>	<p>法律上、規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとされている。</p> <p>評価に当たっては、「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ」ることとされているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。</p>
<p>P10          施行規則第 22 条の 2          の 28          (利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクロールせずに確認できる分量で表示する</li> <li>・ トップページや情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから 1 回の操作で到達できるウェブページにおいて表示する</li> </ul> <p>といった画一的な方法を義務付けることなく、利用者が保護されることを前提に、事業者が柔軟に対応できることを確保すべきである。</p> <p>例えば、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの 2-3 回程度の操作により到達できる場合についても許容すべきである。</p>

	<p>なお、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1 回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2 回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。</p>
<p>P10  施行規則第 22 条の 2  の 28 第 3 項  （利用者が容易に知り得る状態に置く方法）</p>	<p>「容易に知り得る状態に置く」とは、個人情報法の法文においても同じ概念が存在するところ、当該個人情報法の法文の解釈との整合性を確保すべきである。例えば、ポップアップにより示すことまでも求めることは、この整合性を欠くこととなることから、ポップアップによる表示は「容易に知り得る状態に置く」ための必須の要件ではないことを明確にすべきである。</p>
<p>P10-11  施行規則第 22 条の 2  の 29  （利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）</p>	<p>利用者に関する情報の送信先の利用目的を「通知し、又は容易に知り得る状態に置く」際は、利用目的が記載された当該送信先のウェブページなどへのリンクの設置をすることで許容され得る旨を明確にすべきである。</p> <p>利用目的は、外部送信先が最も正確に記載していると考えられ、同じ外部送信先のタグなどを設置している複数の事業者が、独自の表現で外部送信先の利用目的を記載するなどが起こると、利用者にとってもわかりにくく混乱を招く可能性がある。利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンク先を設置することで、利用者により正確な情報が伝わるものとする。</p>
<p>P11</p>	

<p>施行規則第 22 条の 2 の 30</p> <p>(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)</p>	<p>本規制が適用されない「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」についてガイドライン等で具体化する際には、実態について事業者の意見を聞きつつ検討いただきたい。</p>
<p>P11</p> <p>施行規則第 22 条の 2 の 31</p> <p>(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)</p>	<p>「利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法」についての意見と同じ趣旨から、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの 2-3 回程度の操作により到達できる場合についても許容すべきである。</p> <p>なお、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1 回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2 回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。</p>
<p>P20</p> <p>施行規則様式第 15 の 4 (情報取扱規程届出書)</p>	<p>注において、A4 用紙での提出が指定されているが、添付書類である情報取扱規程についても A4 用紙とする必要があるのか、教えていただきたい。</p> <p>日本においては、A4 用紙が一般的に使用されているものの、例えば米国においてはレターサイズの使用が一般的であることなどを踏まえ、本規制が外国事業者にも適用されることを前提としたものとするべきである。</p>
<p>P23-24</p>	

<p>施行規則様式第 50 の 2 の 2 (特定利用者情報の漏 えい報告書)</p>	<p>漏洩時の報告については、個人情報における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。</p> <p>また、個人情報においては、同法施行規則第 8 条第 3 項第 1 号において、電子情報処理組織を使用する方法が原則となっており、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、仮に総務省において個人情報に基づく漏洩報告と電通法に基づく漏洩報告を共に受け取る運用を行うのであれば、総務省においても同様の漏洩報告フォームを設け、統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなど、デジタル化に対応した運用とすべきである。</p>
---	--